

平成24年度
官民連携主体による地域づくり推進事業 募集要領

平成24年5月28日
国土交通省国土政策局

1. 趣旨

今後の地域の活性化施策においては、従来型の行政支援策が抱える「官」の「縦割り」、「横割り」の制約や「民」の政策決定過程への関与の弱さを克服し、地域の「官」と「民」がそれぞれの異なる役割を補完し、互いに連携して地域固有の資源を活かしつつ、自発的に地域の活性化を進めることが必要です。そのためには、国と地方が目標を共有し、対等なパートナーシップの下で連携して地域の活性化を図れるよう、地域の官民からなる連携主体（「官民連携主体」）が、地域の特性及び状況変化に応じた「アイディア（知恵）」を地域戦略として結実させ、その実現を促すための環境を整備することが必要となります。

以上のような背景から、本事業では「官民連携主体」が地域戦略の策定段階（シンク）から実施（ドゥ）に至るまで一貫して関与することができるようにするための国による支援体制の構築に向けて、**2. 事業に関する方針（2）応募主体**に示す要件を満たした「官民連携主体」のうち、**3. 選定に関する方針（2）選定基準**に基づき、支援体制の構築を行う上で参考となると認められる「官民連携主体」の活動を支援し、その活動過程の分析から「官民連携主体」が組織として地域戦略の策定・実施を担っていくにあたり、どのようなガバナンスを備え、また「官民連携主体」の活動を国としてフォローしていく上ではどのような観点が重要になるか等を明らかにすることを目的としています。

また、平成23年度は地域戦略の策定段階（シンク）を主な検証事項として事業を募集しましたが、本年度は、地域戦略の実施（ドゥ）の段階を主に検証することとしています。

2. 事業に関する方針

（1）事業内容

本事業は、「官民連携主体」が各地域の特性を活かした地域づくりのための戦略（以下「地域戦略」という。）を実施する過程で、下記の事項を検証して頂くこととなります。

また、本年度は策定された地域戦略を実施する段階での検証が中心であるため、地域戦略をこれまで策定していない「官民連携主体」が事業に応募する場合には、下記の事項の検証と合わせて、地域戦略の策定を行うことが必要とな

ります。

- ① 地域戦略において、「官民連携主体」が行う活動として位置付けた事項とその理由（各構成員の自発的な活動に委ねた事項との分別の基準を整理）。
- ② 地域戦略に基づき、本年度「官民連携主体」が自ら実施する事業の実施計画や活動過程で生じた課題等の分析。
- ③ 地域戦略の実施にあたって、「官」と「民」とでの役割分担の整理および調整についての課題とその解決策。
- ④ 国および地方公共団体が、「官民連携主体」の活動を円滑にさせるために必要な施策の提案。

（２）応募主体

以下の要件を満たした「官民連携主体」であることが条件です。

- ① 複数の地方公共団体^{※1}および民間団体が構成員となっていること。
※1 地域戦略の範囲が複数の地方公共団体にまたがる「官民連携主体」を対象とします（地域戦略の範囲が1つの市町村内に限定される場合は不可）。
- ② 応募締切時点までに設立済みのもの。
- ③ 下記について、明確に定款その他の構成員間の取り決めに定められていること^{※2}。
 - ・代表者その他の構成員の名簿
 - ・財源（構成員間における地域戦略推進にあたっての経費の分担方法）
 - ・組織としての意思決定の方法
 - ・事務処理及び会計処理の方法※2 すべてが一つの定款その他の構成員間の取り決めに定められていなくても可。
- ④ 地域戦略の目的及び概要が明確にされていること。
- ⑤ 構成員となっている民間団体が下記の欠格要件を満たしていないこと。
 - ・その代表者^{※3}が、成年被後見人又は被補佐人である。
 - ・その代表者^{※3}が、破産者で復権を得ていない者である。
 - ・その代表者^{※3}が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
 - ・その代表者^{※3}が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
 - ・その代表者^{※3}が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、

又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。

- ・その代表者^{※3}及び従業員が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者である。

※3 代表者とは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいいます。

（3）対象経費

イ. 本事業の契約は、総額 4,000 万円（税込）の上限内において、5 件程度（1 事業あたりの上限は 1,500 万円程度）を想定しています。

※ 選定後、総額予算の範囲内で実施事業内容を調整させて頂く場合があります。

ロ. 本事業で措置する経費は、以下のようなものを想定しています。

（例）

- ・事業の企画のために必要な会議、マーケティングその他データ収集、専門家の意見聴取等に要する経費
- ・事業の実施に係る会場費、制作費、賃貸料、直接人件費、運搬費等の事業の実施に直接必要となる経費
- ・事業の実施に関連して行う広報、イベント、プロモーション等に要する経費
- ・本事業の報告を取りまとめるために必要な経費

※ 本事業は、原則として応募団体（官民連携主体）が自ら行うこととします。応募団体以外の者に当該事業の一部（事業の主たる部分である場合を除く）を委託（「再委託」といいます）することも可能ですが、この場合あらかじめ国土交通省国土政策局長の承諾を得る必要があります。金額にして本事業費の 1/3 を越えて再委託することはできません。また、事業の主たる部分を再委託することはできません。

ハ. 以下のような経費は措置の対象とはなりません。

- ① 国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費
- ② 地方公共団体職員の人件費
- ③ 営利のみを目的とした活動とみなせるものに関する経費
- ④ 活動の主たる部分を採択主体以外の者に委託する場合の経費

(4) 事業期間

単年度（平成25年2月28日まで）で終了することとします。

※ ただし、本事業実施後、平成25年度以降も継続的に活動し地域戦略を推進して頂くことが前提となります（3. 選定に関する方針（2）選定基準②参照）。

(5) 事業の成果

(4) 事業期間で示した事業の実施期間の終了日までに、本事業の実施結果をまとめた成果報告書（A4で30頁以上）及びその内容を収録した電子データを、それぞれ2部提出して頂きます。

なお、報告書は国土交通省のホームページ等で公開します。また、国土交通省の求めに応じて、成果を発表して頂くことがあります。

3. 選定に関する方針

(1) 選定方法

国は、2. 事業に関する方針（2）応募主体に示す要件を満たしている「官民連携主体」のうち、(2) 選定基準に定める基準により「官民連携主体」を評価するとともに、選定の公正及び公平を確保するために外部の有識者からなる「『新しい公共』・官民広域連携推進会議」（以下「推進会議」といいます）の意見を踏まえた上で、制度の構築を行う上で参考となると認められる「官民連携主体」を選定します。

※ 評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに、資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合には、評価の対象とならない場合があります。

(2) 選定基準

「官民連携主体」の選定にあたっては、支援体制の構築を行う上で参考となるものであるかどうか、以下の点を考慮し、「官民連携主体」の組織体制と

合わせて総合的に評価を行います。

① 地域戦略の新規性、先導性

地域戦略の目的が国土計画等の目標と整合しており、その内容が新規性を有する施策であるかどうか、また地域戦略を推進することが対象地域の活性化や持続可能な地域づくりに貢献することができるか

② 地域戦略の広域性、分野の多様性

地域戦略が特定の地域にとどまらず、広域的なエリアを対象とした取組みであるかどうか、また特定の分野だけの取組みだけではなく、分野横断的な取組みがなされているか

③ 地域戦略の継続性、実現可能性

地域戦略が一過性のものではなく、少なくとも5年以上の将来を見据えたものとなっているかどうか、地域戦略が実現可能性の高いものとなっているかどうか

④ 地域戦略の実施のために行う事業の計画、事業環境の整備

地域戦略の実現にあたって、「官民連携主体」が自ら行う具体的な事業が計画されているか、また「官民連携主体」が事業を行うにあたって、構成員間の役割分担が整理されており、「官」と「民」がそれぞれの役割を補完し、互いに連携して事業を行える環境が構築されているか

⑤ 地域戦略の実施のために行う事業での新たなビジネスモデルの展開

プロモーション活動や広報活動といった従来型のソフト事業に留まらず、新たなビジネスモデル（継続的に事業を続け、地域に還元する）の創出につながる事業の展開が計画されているか

⑥ 地域戦略の実現のための財源の確保

「官民連携主体」が事業を行うにあたって、その事業にあてる財源が明確になっているかどうか、また地域金融機関との連携を図るなど、財源確保に向けた新たな取組みが検討されているか。

⑦ 地域戦略の策定、実施に対しての評価

地域戦略の策定、実施を進めた結果として、対象地域の活性化や持続可能な地域づくりに貢献できているかを評価し、地域戦略の改善・反映につなげるサイクルが検討されているか。

4. 提出書類

提出書類については、下記様式に事業の実施内容等が分かるよう、具体的かつ簡潔、明瞭に記入の上、提出して下さい。なお、①、②については、国土交通省国土政策局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000008.html) より、

ファイルをダウンロードして使用していただき、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

- ① 様式1：応募用紙
- ② 様式2：参考見積書（概算）
- ③ 「官民連携主体」の定款その他の構成員間の取り決めが定められたもの
（なお、2. 事業に関する方針（2）応募主体③参照）

5. 応募期間

平成24年5月28日(月)～平成24年6月18日(月)17:00まで

6. 提出方法及び問い合わせ先

4. 提出書類は電子データをメール送信にて提出願います。提出形式は、①、②は excel 形式、③は任意です。

メール送信後、必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いします

<提出先、確認先及び問い合わせ先>

国土交通省国土政策局広域地方政策課広域制度企画室 浦嶋 木本

TEL：(代表) 03-5253-8111 (内線) 29-921

Mail：nrbkks@ou.mlit.go.jp

- (※) 4. 提出書類の①～③の書類が5. 応募期間の締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんので、ご注意ください。
- (※) 締切日以降の提出書類の修正・差替は原則として受け付けませんので、ご留意下さい。
- (※) 応募書類等は返却いたしませんので、ご留意下さい。

7. 採択結果の通知

採択の結果は、3. 選定に関する方針（1）選定方法で示した推進会議の審議結果を踏まえた後、6月末頃、文書にて通知致します。